

兼任要件緩和(件数の緩和)の基本的な考え方

基本的な考え方

災害復旧工事(金額不問) 1件については、兼任要件(3件、9,000万円未満)の枠外とする。→ 4件兼任可能。



※ただし、以下の条件を満たす必要あり。

条件1…4件のうち、少なくとも1件は災害復旧工事であること。

かつ

災害1件は枠外

条件2…4件のうち、災害復旧工事1件を除いた3件の合計金額が9,000万円未満であること。

災害1件以外は兼任要件通り

兼任要件緩和 (件数の緩和) のイメージ図

ケース 1



- ① A B C 工事は兼任要件 (3 件、9,000万円未満) を充足
- ② 災害復旧工事 D は、1 件 (金額不問) 兼任可能

OK

ケース 2



- ① A C D 工事は兼任要件 (3 件、9,000万円未満) を充足
- ② 災害復旧工事 B は、1 件 (金額不問) 兼任可能

OK

ケース 3



A C D 工事で兼任要件 (3 件、9,000万円未満) を超過

NG

Q 兼任可能な工事は、新しく受注する災害復旧工事に限られるか？

A 災害復旧工事に限りません。通常工事也可。 ※ケース2を参照

Q 4件のうち災害復旧工事が複数となっても大丈夫か？

A 4件のうち少なくとも1件が災害復旧工事であることが条件ですので、災害復旧工事が2件以上となっても大丈夫です。
※ケース1を参照

Q 既に3,500万円の通常工事を2件、2,000万円の災害復旧工事を1件兼任している。新たに2,000万円の災害復旧工事を兼任できるか？

A 兼任できません。
枠外扱いとする災害復旧工事1件以外は、兼任要件3件、9,000万円未満というルールです。 ※ケース3を参照